その77 避けては通れない問題

身寄りのない人や、親族に負担をかけたくないと考えている人にとって、自分の死後の手続きは非常に大きな問題です。「葬儀は誰が手配してくれるのか」「遺品整理は誰がするのか」「毎月の決まった支払いはどうなるのか」等々、心配ごとは尽きません。

このような不安を解消するのが『死後事務委任契約』です。この契約により、代理人に死後の様々な手続きを委任することができるのです。つまり、自分が亡くなった時、信頼できる誰かに葬儀や役所の手続き、家財の整理などを任せるということを生前に決めておく契約なのです。

『死後事務委任契約』は、よく『遺言』と混同されますが、両者にははっきりとした違いがあります。『遺言』は、主に財産の分配が対象となりますが『死後事務委任契約』は、死後の事務手続き全般を対象とします。そしてまた、これらを上手く組み合わせることで、より確実な死後の対策ができます。

例えば、身寄りのない方にとって、法定相続人に当たる人がいない場合、不動産だけが残ってしまうというような場合があります。そこで生前に『遺言』を活用し、その行く末を明確にしておかれると、周りの人の負担をなくすことができるのです。

安易に「自分が亡くなったら自宅不動産は市へ寄付したい」などと考える人もおられますが、そのようなことは簡単には出来ないのが現状です。『死後事務委任契約』や『遺言』については、難しい部分もあり、とても自分ひとりでは考えられないという方や、契約のための代理人がいないといった方は、どうぞ飛騨市終活支援センターへご相談ください。

その78 終の棲家の見直し

終活を考える中で、最も難しい問題だと思われるのが「所有の不動産の行く末」です。

特に持ち家の整理は困難な場合が多いでしょう。今や子どもが自立すると実家へ戻らないということも当たり前の時代です。また相続となると、誰も引き継ぎたがらないということもよく聞く話です。

この八方ふさがりになりがちな不動産の問題についての対策を３つ考えてみました。

一つ目は『売却』です。高齢者向けの住宅への住み替えや、子どもとの同居などができれば、住まなくなった自宅や土地を売却することで、老後の資金を得る事ができます。「どうせ売れない」と思う前に、一度、不動産会社で査定してもらうことをお勧めします。

二つ目は『活用』です。手放すことはなかなか決心がつかない人も、賃貸物件として貸し出す方法があります。飛騨市でも空き家を貸したい・売りたい人を対象に、市内不動産業者と連携した空き家情報サイトを開設して支援しています。

三つ目は『相続・遺言』です。不動産をそのまま残し、子どもや孫などに引き継がせるという選択ももちろんあります。また、その際には、誰にどの不動産を引き継がせるのかを明確にした公正証書での遺言書を作成することをお勧めします。

自宅不動産の終活を考える時、今の自宅が果たして「終の棲家」としてふさわしいのかどうかを元気なうちから見直しておくことが大切です。

そして、家族がいる人は、まずは家族の意向を聞くことも非常に重要です。同じ家族でも自宅に対する思いは様々ですので、ぜひ家族会議をしてその行く末を考えてほしいと思います。